

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（県営農村地域防災減災事業（ため池総合整備工事・地震・豪雨対策型）国分新池地区）計画を令和3年6月16日定めた。

その関係書類を高松市土地改良課において令和3年6月25日から同年7月15日まで縦覧に供する。

令和3年6月22日

香川県知事 浜 田 恵 造